

次期定山溪観光魅力アップ構想策定支援業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

次期定山溪観光魅力アップ構想策定支援業務

2 業務の目的

本市が平成 26 年度に策定した「定山溪観光魅力アップ構想」（以下「現構想」という。）の実現に向けて、現構想で対象エリアとした定山溪地区の観光資源としての魅力向上を目指し、ソフト・ハード両面について官民協働で取り組んできた。

現構想の取組期間は平成 27 年度から令和 6 年度までとなることから、令和 6 年度は次期定山溪観光魅力アップ構想（以下「次期構想」という。）を策定するため、地元関係者、学識経験者などで構成する次期定山溪観光魅力アップ構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、現状分析、課題の整理、基本的考え方の整理、具体的展開のイメージなどの検討を進める。

本件業務は、この検討会議において、議事進行、専門的見地からの助言・各種提案を行うほか、会議資料作成や議事録作成などの業務を行うとともに、次期構想案の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 予算規模（契約限度額）

5,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

本業務は、観光まちづくりに係る専門的な知見を活かして、次期構想策定に向けた以下の業務を実施するものとする。

なお、次期構想は地元関係者、学識経験者などで構成する検討会議における意見聴取や札幌市役所内の庁内会議における検討などを経て策定するものであり、業務実施にあたっては、それらの結果を随時反映するものとする。

(1) 次期構想の素案作成

以下の内容について検討の上、次期構想の素案を作成するとともに、検討会議における意見聴取、札幌市役所の庁内会議における検討などの結果等を反映して随時修正すること。また、素案の作成にあたっては、本市の上位計画、関連計画、市長公約等を踏まえて検討すること。

① 全体構成

本市の上位計画、関連計画、市長公約等の考え方を踏まえ、次期構想の策定目的及び位置付けを明らかにすること。

② 定山溪地区の現状把握

定山溪地区の現状について、以下の点などを整理する。

ア 定山溪地区の概要

イ 定山溪地区の観光動向（入込数、観光客の内訳）

ウ 定山溪地区の観光資源（自然、文化、アクティビティ）

エ 現構想の振り返り

③ 定山溪地区の課題の整理

定山溪地区の現状や他地域の温泉観光地との違いなど、以下の点などに留意して整理し課題を明確にする。課題の整理は、定山溪地区の関係者などからもヒアリングを行い把握する。

ア 定山溪地区の特徴とポジション

イ 繁忙期の交通アクセス

ウ 観光振興面での課題

(ア) 温泉街としてのイメージ、温泉情緒

(イ) そぞろ歩きのできる温泉街形成

(ウ) 滞在時（日中）の体験メニュー

(エ) 道外での知名度低迷

(オ) 特産品・お土産品の不足 など

④ 定山溪地区の観光振興の基本方針等の提案

②③を踏まえつつ、以下の視点などに留意して次期構想における基本方針の提案を行い、札幌市と協議の上決定すること。

ア 定山溪地区のターゲット（札幌市内、道内、国内、海外）

イ ターゲットと定山溪地区のあり方（資源活用、施設のあり方など）

ウ 春夏秋冬のアクティビティコンテンツの活用

エ 定山溪地区の情報発信のあり方

⑤ 定山溪地区の観光振興の展開の整理

④に基づき、定山溪地区が目指す将来ビジョンやブランドイメージを設定し、具体的展開、具体的プロジェクトのイメージについて検討する。

ア 定山溪地区全体で取り組むべき展開

イ 個別事業者で取り組むべき展開

ウ 集客や滞在に向けた各種サービスの提供

エ ターゲット別の情報発信（定山溪地区のPR）

オ 推進体制と進行管理

(2) 検討会議の開催支援

4回程度の開催を予定している検討会議の開催について、会議開催の前に関係者と打ち合わせを行うほか、コンサルタントとしての助言・各種提案、日程調整、会

場手配（基本的には定山溪まちづくりセンター会議室（無料）を想定）、会議の議事進行、会議資料の作成・印刷や会議録の作成などを行う。

会議録は Microsoft Word 形式で作成するものとし、会議後 1 週間以内に電子データで提出すること。

なお、検討会議の開催時期は、現時点では 6 月～10 月（月 1 回程度）を想定している。

(3) 他の温泉観光地事例の調査

他の温泉観光地において、知名度や入込数が大幅に増加した事例等を調査し、次期構想策定の参考にするほか、具体的実施可能な展開を検討する材料とする。

(4) 印刷データの作成

下記の印刷データを期限までに提出すること。なお、具体的な提出期限については、業務の進捗状況等を勘案の上、委託者から指示するため、以下の予定から変更になる可能性がある。

① 次期構想素案

本編（全体版）及び概要版（要点を A3、2 ページ程度にまとめたもの）のレイアウトデザイン制作を行い、印刷データを電子データで納品すること。表紙や本文中にはイラスト等を適宜使用するなど、読みやすい印象を与えるデザインとなるよう心がけること。

データ形式は、PDF 形式及び Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の委託者が加工可能なデータ形式とすること。

納品時期は令和 6 年 9 月中旬の予定とする。

② 次期構想最終案

素案策定後の修正を反映させた最終案の本編（全体版）及び概要版（要点を A3、2 ページ程度にまとめたもの）の印刷データを電子データで納品すること。

データ形式は、PDF 形式及び Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の委託者が加工可能なデータ形式とすること。

納品時期は令和 7 年 2 月下旬の予定とする。

6 企画提案を求める事項

(1) 定山溪地区の観光振興についての基本的な認識

定山溪地区の観光振興に向けた現状と課題について、基本的な認識を示すこと。

(2) 定山溪地区の目指す姿及び基本方針の策定に向けた考え方

(1)を踏まえ、定山溪地区の目指す姿及び次期構想における基本方針の策定に向けた考え方を示すこと。

(3) 定山溪地区が目指す将来ビジョンやブランドイメージを設定し、具体的展開や推進体制を示すこと。

(4) 検討会議の論点整理

検討会議において検討すべき議題・論点を整理し、具体的に示すこと。

(5) SDGs や持続可能な観光への配慮

本業務の実施過程や次期構想の内容等において、SDGsへの貢献や持続可能な観光の推進に対してどのように配慮するのか考え方を示すこと。

(6) 業務のロードマップ

業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。

(7) 過去の業務実績・適正な実施体制

類似業務の実績及び業務の執行体制を示すこと。

(8) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

(6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

(7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

| 提出書面 | 備考 |
|------------------------|---|
| ア 申出書 | (様式2) |
| イ 登記事項証明書 | ※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |
| ウ 財務諸表(直前2期分) | 貸借対照表、損益計算書 |
| エ 納税証明書 (市区町村税) | ※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |
| オ 納税証明書 (消費税・地方消費税) | ※未納がない旨の証明書(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの |

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 企画提案の公募開始 | 令和6年4月1日(月) |
| 質問書の提出期限 | 令和6年4月4日(木) |
| 企画提案書等提出期限 | 令和6年4月15日(月) |
| 選定委員会(ヒアリング) | 令和6年4月19日(金)【予定】 |
| 選定結果の通知、契約締結 | 令和6年4月下旬以降 |
| ※ 提出期限については、それぞれ期限日の15時必着とする。 | |

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類について、企画提案書等提出期限(令和6年4月15日(月)15時)までに担当課へ持参または郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書(様式1) 1部
- イ 競争入札参加資格認定通知書 1部
(上記7(5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式)
- ウ 企画提案書及び業務費内訳書(見積書)
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
- エ 上記ウのPDFデータ(CD又はDVD) 1部

(3) その他の留意事項

- ア 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。

- ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- キ 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式3)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和6年4月4日(木)15時まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)次期定山溪観光魅力アップ構想策定支援業務質問書」とする。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる次期定山溪観光魅力アップ構想策定支援業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分(企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分)を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点(総合得点の6割)を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定

する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 藤田、岩渕
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階
電 話 011-211-2376
F A X 011-218-5129
メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

| 評価項目 | 評価内容 | 係数 | 評価点 |
|------------------|---|----|-----|
| 基本的認識 | 定山溪地区の観光振興に向けた現状や課題、観光振興の基本的な考え方を的確に把握しているか。 | 3 | 15 |
| | 観光まちづくりに関する知見を十分に有しているか。 | | |
| 基本方針の策定に向けた考え方 | 定山溪地区の現状や課題を踏まえて定山溪地区の目指す姿を示しているか。 | 4 | 20 |
| | 基本方針の考え方等は定山溪地区の現状や市場動向等に照らして適切なものとなっているか。 | | |
| 具体的展開や推進体制 | 定山溪地区が目指す将来ビジョンやブランドイメージが札幌市及び関連団体等の現状や市場動向を踏まえた適切な内容となっているか。 | 4 | 20 |
| | 具体的な取組のアイデアは実現可能性があり、定山溪地区の課題に即した効果的なものとなっているか。 | | |
| | 推進体制は現状や課題を踏まえ適切な内容となっているか。 | | |
| 検討会議の論点整理 | 検討会議の議題や論点が具体的かつ明確であり、有識者や関係者から意見を聴取するのに適当なものとなっているか。 | 3 | 15 |
| SDGsや持続可能な観光への配慮 | 本業務の実施過程や次期構想の内容におけるSDGsへの貢献や持続可能な観光の推進への配慮について、適切な考え方が示されているか。 | 2 | 10 |
| 業務遂行能力 | 業務のプロセスが合理的なものとなっており、スケジュールが履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 | 2 | 10 |
| | 過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか。 | | |
| | 業務を円滑に進めるための適切な執行体制となっており、十分な人員が確保されているか。 | | |
| 独自提案 | 業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか | 2 | 10 |
| | | 合計 | 100 |

※提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。